

オンライン教育支援システム 一式

入札説明書

令和3年9月8日官報公告

国立大学法人東京外国語大学

はじめに

国立大学法人東京外国語大学の特定調達契約に係る入札公告（令和3年9月8日付け）に基づく入札等については、「政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、「政府調達に関する協定を改正する議定書」（平成26年条約第4号）、「政府調達手続きに関する運用指針等について」（平成26年3月31日関係省庁申合せ）、国立大学法人東京外国語大学契約事務取扱細則、「物品に係る政府調達手続について（運用指針）（平成6年3月28日アクション・プログラム実行推進委員会決定）」及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約責任者等

(1) 契約責任者

国立大学法人東京外国語大学事務局長 平林 正吉

(2) 所属部局名

国立大学法人東京外国語大学

◎調達機関番号 415

(3) 所在地

〒183-8534 東京都府中市朝日町 3-11-1

◎所在地番号 13

2. 調達内容

(1) 品目分類番号

15

(2) 調達件名及び数量

オンライン教育支援システム 一式

(3) 調達件名の特質等

調達物品の性能等に関し、契約責任者が入札説明書で指定する特質等を有すること（詳細は、仕様書による。）。

(4) 納入期限

令和4年3月29日

(5) 納入場所

国立大学法人東京外国語大学府中キャンパス（詳細は、仕様書による。）

(6) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

① 競争加入者またはその代理人（以下「競争加入者等」という。）は、別添契約書(案)及び国立大学法人東京外国語大学契約事務取扱細則を十分考慮して入札金額を見積るものとする。

② 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争加

入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(5) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

(1) 国立大学法人東京外国語大学契約事務取扱細則第6条及び第7条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

① 未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）、成年被後見人、被保佐人又は被補助人並びに破産者で復権を得ない者

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、これにあたらぬ。

② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由が無くて契約を履行しなかった者

(カ) 全各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和3年度に関東・甲信越地域の「物品の販売」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。なお、競争参加資格については、令和2年3月31日付け号外政府調達第58号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。

(3) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。国調達特定役務に係る迅速なアフターサービスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 省CO2化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。

(5) 国立大学法人東京外国語大学の契約事務取扱細則第8条の規定に基づき、契約責任者が定める資格を有する者であること。

(6) 契約責任者から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

4. 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

〒183-8534 東京都府中市朝日町3-11-1

国立大学法人東京外国語大会計課調達経理係 村田 淳

TEL 042-330-5138

E-Mail kaikei-chotatsukeiri@tufs.ac.jp

(2) 入札書及び供給できることを証明する書類の受領期限

令和3年10月29日 17時00分

(郵送する場合には受領期限までに必着のこと)

(3) 入札書の提出方法

- ① 競争加入者等は、別添の仕様書、契約書（案）及び国立大学法人東京外国語大学契約事務取扱細則を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、上記4.(1)に掲げる者に説明を求めることができる。
- ② 競争加入者等は、次に掲げる事項を記載した別紙様式1の入札書を作成し、直接に提出する場合は封書に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和3年11月5日開札〔オンライン教育支援システム 一式〕の入札書在中」と朱書しなければならない。
 - (ア) 供給物品名
 - (イ) 入札金額
 - (ウ) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ）
 - (エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- ③ 郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和3年11月5日開札〔オンライン教育支援システム 一式〕の入札書在中」と朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、上記4.(1)宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ④ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(4) 入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したもの
- ② 供給物品名又は入札金額のないもの
- ③ 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの
- ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、

正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。)

- ⑤ 供給物品名に重大な誤りのあるもの
 - ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
 - ⑦ 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押してないもの
 - ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
 - ⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
 - ⑩ 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める法令(昭和55年政令第300号)第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合で、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときのもの
 - ⑪ 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの(この場合にあつては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。)
 - ⑫ その他入札に関する条件に違反したもの
- (5) 入札の延期等
- 競争加入者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (6) 代理人による入札
- ① 代理人が入札する場合は、入札時までに代理委任状を提出しなければならない。
 - ② 競争加入者等は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。
- (7) 開札の日時及び場所
- 令和3年11月5日 15時00分
- 国立大学法人東京外国語大学 本部管理棟2階 中会議室
- (8) 開札
- ① 開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
 - ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
 - ③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
 - ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記4.(6)①に該当する代理人以外の者である場合にあつては、代理委任状を提出しなければならない。
 - ⑤ 競争加入者等は、契約責任者が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
 - ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者

- ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、競争加入者等のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札を行う。

5. その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 競争加入者等に要求される事項

- ① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書及び別封の納入できることを証明する書類を、上記 3. の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）とともに、上記 4. (2) の入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、契約責任者から納入できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
- ③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。

(3) 競争参加資格の確認のための書類及び供給できることを証明する書類

- ① 競争参加資格の確認のための書類及び供給できることを証明する書類は別紙により作成する。
- ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
- ③ 契約責任者は、提出された書類を競争参加資格の確認並びに入札公告及び入札説明書に示した物品が供給できることの確認（技術審査）以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
- ④ 一旦受領した書類は返却しない。
- ⑤ 一旦受領した書類の差替え及び再提出は認めない。
- ⑥ 競争加入者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、入札公告及び入札説明書に示した物品を供給できるかどうか（技術審査）の判断の対象としない。

(4) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- ① 上記 4. (3) に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であつて、上記 3. の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が国立大学法人東京外国語大学契約事務取扱細則第 15 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。
- ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、

落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

- ③ 入札公告において特定銘柄物品名又はこれと同等のものと特定した場合において、競争加入者等からの同等のものを供給するとの申し出により入札書を受領した場合で、競争加入者等から提出された資料等に基づき開札日の前日までに同等の物品であると判断した場合にのみ当該者の入札書を落札決定の対象とする。
- ④ 契約責任者は、落札者を決定したときは、その日の翌日から7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった競争加入者等に書面により通知する。但し、開札に立ち会った入札者については、口頭通知をもってこれにかえる。
- ⑤ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(5) 手続きにおける交渉の有無

無

(6) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約責任者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において、契約責任者が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約責任者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- ⑤ 提出された入札物品の技術仕様等について、すべて契約書にその内容を記載するものとする。

(7) 支払条件

代金は、納入検査完了後、原則として適正な請求書を受理した日の翌月末日払いとする。

(8) 仕様書等の照会先

別冊仕様書に関する問い合わせ先・照会先は次のとおり

〒183-8534 東京都府中市朝日町 3-11-1

国立大学法人東京外国語大会計課調達経理係 村田 淳

TEL 042-330-5138

E-Mail kaikai-chotatsukeiri@tufs.ac.jp